日本における金融・資本市場制度の整備・改善への取組み



2011年4月30日金融广

金融行政の目的・任務及び近年の取組み

3つの大きな金融行政の目的・任務

- 金融システムの安定
- 利用者保護・利用者利便の向上
- 公正・透明で活力ある市場の確立

近年の我が国の金融システムについての取組み

- 不良債権や個別金融機関の破綻処理等への的確な対応
- 各般のセーフティネットの構築
- 先を展望した決済制度や金融商品取引法の制定等のインフラ整備
- 消費者の視点に立った制度整備と運用

近年の我が国の金融システムについての取組み

	主なプログラム	インフラ整備	利用者保護・利用者利便の向上	セーフティネット等
平成10年		○金融システム改革法		〇金融安定化法 〇金融再生法 〇早期健全化法
12年		〇金融商品販売法 〇改正投信法 〇改正SPC法	○改正保険業法等 一 保険商品の銀行等における窓口販売 の解禁	〇改正預金保険法 - セーフティネットの整備 〇改正保険業法・改正更生特例法 - セーフティネットの整備 - 保険会社に対する更生手続の整備
13年		〇短期社債等振替法		〇銀行等株式保有制限法 - 銀行の株式保有制限 - 株式買取り(~18年) 〇改正銀行法・改正保険業法 - 銀行・保険会社の主要株主規制
14年	〇金融再生プログラム 一主要行の不良債権問 題解決を通じた経済再生-	〇証券市場整備関係法 — 一般債・国債の振替制度の創設		〇組織再編成法
15年	〇リレーションシップパンキングの機能強化に 関するアクションプログラム	〇改正公認会計士法	〇改正保険業法 - 保険会社の業務範囲の拡大 〇改正証券取引法 - 証券仲介業制度の導入 〇改正貸金業規制法 - 無登録業者への取締り強化	〇改正保険業法 - セーフティネットの延長 〇改正保険業法 - 予定利率の引下げ制度 〇改正証券取引法 - 証券会社の主要株主規制
16年	〇金融改革プログラムー金融サービス立国へ の挑戦ー	○改正信託業法 ○決済合理化法 — 株式等の振替制度の創設	○改正証券取引法毎行等による証券仲介業務の解禁課徴金制度の導入○改正金融先物取引法外国為替証拠金取引業者等に対する 登録制の導入	〇金融機能強化法
17年		〇改正証券取引法 一 公開買付規制の適用範囲の見直し	〇改正銀行法 - 銀行代理業制度の導入 〇改正保険業法 - 根拠法のない共済の契約者保護ル-ル の導入	〇ペイオフ全面解禁 〇改正保険業法 - セーフティネットの延長
18年		○金融商品取引法	○貸金業法 一 上限金利の引下げ、 総量規制の導入	
19年	〇市場強化プラン	〇改正公認会計士法 〇電子記録債権法		
20年		〇改正金融商品取引法 一 プロ向け市場の創設	〇改正金融商品取引法 - ファイアーウォール規制の見直し - 課徴金制度の見直し	〇改正金融機能強化法 〇改正保険業法 - セーフティネットの延長
21年		〇株券電子化 ○改正金融商品取引法 一 信用格付業者に対する規制の導入 一 金融商品取引所と商品取引所の相互 乗入れ	〇資金決済法 〇改正金融商品取引法 一 金融ADR制度の創設	〇改正銀行等株式保有制限法 - 株式買取り再開(〜24年) 〇改正銀行等株式保有制限法 - 買取り対象の拡大 〇中小企業金融円滑化法
22年		○改正金融商品取引法一 店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け	○改正金融商品取引法一証券会社の連結規制・監督の導入	

セーフティネット

日本の金融行政のフレーム (1)

恒久的な措置

安心感

利用者保護

必要最小限(ミニマム・コスト)

預金保護 (銀行)

システミックリスクの際は、公的資本注入、国有化も

投資者保護基金 (証券)

契約者保護基金 (保険)

時限的な措置

モラルハザード と を防ぐため、時限的

あくまで市場機能の補完

金融機能強化法

公的資本参加による金融仲 介機能発揮

株式取得機構

リスク資産の切り離し、処分 の受皿

不良債権買取 · 処理

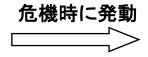
- •産業再生機構
- ·RCC
- •企業再生支援機構

民間部門に、こ のような機能を果 たし得る主体が 存在しない場合 は必要

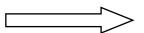
日本の金融行政のフレーム (2)

恒久的な措置

< 民間部門の補完> 日本政策金融公庫



信用保証協会



銀行法第1条 等

「金融の円滑化を図る」旨規定

金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編]

金融検査マニュアル [金融円滑化編]

・一つの主体が明確なルールベース(監督指針、検査マニュアル)に基づき、銀行、証券、保険を監督・検査(リスクに見合った適切な引当、準備金の積立)

コングロマリット監督・検査を通じてグループ全体のリスクをチェック

時限的な措置

危機対応業務

大企業、中堅企業の資金繰り支援

緊急保証制度

中小企業の資金繰り支援

中小企業金融円滑化法 貸付条件の変更等を行うよう努める義務 義務を履行する為の体制整備 実施状況、体制整備状況等の開示 実施状況の当局への報告

特別検査

危機時に応じた監督・ 検査手法が必要

思い切った不良 債権処理を促 す仕組み

世界金融危機を踏まえた教訓(1)

市場発の金融危機への対応のための方策

市場発の世界的な金融危機を踏まえ、我が国金融システムがより強靭なものとなるよう、次の方策につき、検討が重要。

- (1)危機の要因となりうる不均衡の蓄積を予防するための方策
 - 店頭デリバティブ取引、証券化商品、ヘッジファンド等、非規制分野への適切な規制
 - ⇒金融商品取引法改正(店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け等、 2010年5月成立)等
 - 銀行部門に対する健全性規制・監督の見直しに係る国際的な議論に積極的に貢献
 - ⇒国際的に活動する銀行の自己資本・流動性の新たな枠組みに係るバーゼル委員会による合意等(2010年12月)
 - 銀行部門における株式保有リスク軽減等への取組み
 - ⇒銀行等保有株式取得機構による株式買取再開(2009年3月)
 - いわゆるシステム上重要な金融機関に対する規制・監督等
 - ⇒G20等における今後の議論を踏まえつつ、更なる検討

世界金融危機を踏まえた教訓(2)

市場発の金融危機への対応のための方策

- (2)危機の伝播を抑制するための方策
 - 市場インフラの再構築(CDS等の清算に係る制度整備、国債レポ等の清算機関の態勢強化等)
 - ⇒金融商品取引法改正(店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け等、 2010年5月成立)、市場関係者による国債取引等の証券決済・清算態勢の強化への取 組みに対する支援等
 - いわゆるシステム上重要な金融機関が経営困難に陥った際に連鎖を引き起こさないための対応
 - ⇒G20等における今後の議論を踏まえつつ、更なる検討
- (3)マクロ健全性の観点からの規制・監督の充実
 - 中央銀行との連携強化 等
 - ⇒日本銀行との密接な連携
- (4)実体経済への波及に対応するための方策
 - 中小企業を含めた企業金融の円滑化 等
 - ⇒改正金融機能強化法(2008年12月施行)、中小企業金融円滑化法(2009年12月施行) 等

世界金融危機を踏まえた教訓(3)

今後の日本の金融システム及び金融業の課題

- 〇 金融システムの課題
 - ・少子高齢化の進展の中で経済の持続的成長に寄与・国民の資産形成に貢献
 - ・我が国金融・資本市場の国際的な競争力の強化
 - ・ショックに対する銀行部門と市場部門との相互補完機能の確保
- 〇 金融業の課題

企業の価値創造を支援する金融(バリューアップ型)の指向 少子高齢化の進展の中で国民の資産形成に貢献

金融業自らも発展、社会的責任の遂行

「新成長戦略」における「金融戦略」

- 2010年6月、日本政府は「新成長戦略」を閣議決定。
- 〇 新成長戦略では、7つの成長分野の1つとして、「金融戦略」を盛り込み。

(7つの成長分野)

Ⅰ 環境・エネルギー戦略 V 科学・技術立国戦略

Ⅱ 健康大国戦略 Ⅵ 雇用・人材戦略

Ⅲ アジア経済戦略 Ⅶ 金融戦略

Ⅳ 観光•地域活性化戦略

○ 金融戦略では、「企業・産業を支える金融」、「成長を支えつつ、自らも成長する金融」 などの観点から、金融分野における成長戦略を策定。

(主な施策)

- 総合的な取引所(証券・金融・商品)創設を促す制度・施策の検討
- 〇 プロ向け社債発行・流通市場の整備
- 将来の成長可能性を重視した金融機関の取組みの促進
- 経営者以外の第三者の個人連帯保証に依存しない融資慣行の確立



2010年中に具体的なアクションプランを策定

金融の役割

- > 実体経済を支えること
 - ・適切な投資機会・多様な資金調達手段の提供
- ▶ 金融自身が成長産業として経済をリードすること
 - ・1.400兆円を超える家計部門の金融資産や、成長著しいアジア経済圏への隣接等の好条件の活用

アクションプランの3本柱

- I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給
- Ⅱ. アジアと日本とをつなぐ金融
 - ・アジアの主たる市場(メイン・マーケット)たる日本市場の実現
 - ・我が国金融機関のアジア域内での活動拡大の支援
- Ⅲ. 国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備

金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン〜新成長戦略の実現に向けて〜(2010年12月)

アクションプランの主な施策

I. 企業等の規模·成長段階に応じた適切な資金供給

(1)中小企業等に対するきめ細かで円滑な資金供給

- ≫地域密着型金融の促進
- ≫中堅・中小企業の実態に応じた会計基準・内部統制報告制度等の見直し
- ≫コミットメントライン法の適用対象の拡大
- ≫ファイナンス・リースの活用(銀行・保険会社等本体への解禁)
- ≫経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直し

(2)新興企業等に対する適切な成長資金の供給

- ≫新興市場等の信頼性回復・活性化
- ≫ベンチャー企業等への劣後ローン等の供給 (銀行・保険会社の投資専門子会社への解禁)
- ≫将来の成長可能性を重視した金融機関の取組の促進
- ≫成長基盤強化を支援するための資金供給(日銀)の積極的利用の慫慂
- ≫民法上の任意組合に関する金商法の適用関係の明確化

(3)機動的な資金供給等

- ≫プロ向け社債発行・流通市場の整備
- ≫開示制度・運用の見直し
- ≫取引所における業績予想開示の在り方の検討・取組の慫慂
- ≫四半期報告の大幅簡素化
- ≫ライツ・オファリングが円滑に行われるための開示制度等の整備
- ≫社債市場の活性化
- ≫保険グループ内での業務の代理・事務の代行の届出制への移行

Ⅱ. アジアと日本とをつなぐ金融

(1)アジアの主たる市場(メイン・マーケット)たる日本市場の実現

- ≫総合的な取引所(証券・金融・商品)創設を促す制度・施策
- ≫外国企業等による英文開示の範囲拡大等の制度整備
- ≫企業における会計実務充実のための会計専門家の活用等の促進
- ≫株式等のブロックトレードの円滑化
- ≫公募増資に関連した不公正な取引への対応
- ≫クロスボーダー取引に係る税制の見直し等
- ≫会計基準の国際的な収れん(コンバージェンス)への対応等
- ≫国際的な金融規制改革への積極的な対応
- ≫クロスボーダー取引に対する監視の強化

(2) 我が国金融機関のアジア域内での活動拡大

- ≫アジア諸国の金融・資本市場に関する政策協調の推進
- ≫金融機関による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化
- ≫保険会社による海外進出の障壁となる規制の見直し

Ⅲ. 国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備

- ≫資産流動化スキームに係る規制の弾力化
- ≫投資信託・投資法人法制の課題の把握・見直しの検討
- ≫プロ等に限定した投資運用業の規制緩和
- ≫保険会社における資産運用比率規制の撤廃
- ≫証券の軽減税率の2年延長等
- ≫金融ADR(裁判外紛争解決)制度の着実な実施

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要

金融が実体経済を支える必要

金融自身が成長産業として経済をリードする必要



日本の資本市場及び金融業の基盤強化が課題

多様で円滑な資金供給の実現

ライツ・オファリング(新株予約権無償割 当てによる増資)に係る開示制度等の見直

- ➤ 目論見書の交付方法の弾力化 等
- ⇒ 上場企業等の増資手法を多様化

コミットメントライン(特定融資枠契約)の 借主の範囲拡大

- → コミットメントラインの借主の範囲を、大 会社等以外にも拡大
- ⇒ 中堅企業等に新たな資金調達手法を提供

銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用の解禁

- → 銀行・保険会社等金融機関の子会社等において容認されているファイナンス・リースの 提供を、本体にも解禁
- ⇒ 中小企業等がワンストップサービスを享受

国民資産を有効活用 できる資産運用機会の提供

プロ等に限定した投資運用業の規制緩和

- ▶ 顧客がプロ等に限定される場合には投資 運用業の登録要件(最低資本金等)を一部 緩和等
- ⇒ 投資運用業の立上げを促進

資産流動化スキームに係る規制の弾力化

- ➢ 資産流動化計画の変更手続等の簡素化や 資産の取得に関する規制緩和 等
- ⇒ 都市再開発等のための資金調達の手続等 を簡素化

英文開示の範囲拡大

- ▶ 外国会社等による英文開示について、対象とする開示書類の範囲を有価証券届出書等に拡大
- ⇒ 外国企業の我が国への上場促進

市場の信頼性の確保

無登録業者による未公開株等の取引に関する 対応

- ➤ 無登録業者による未公開株等の売付けを原 則として無効に 等
- ⇒ 未公開株等の投資者被害を抑止

企業の財務書類等の質の向上を図るための公 認会計士制度の見直し

- → 公認会計士試験について、科目合格等の有効期間を2年から1年に短縮する一方、一定の実務従事者には有効期間を延長
- ⇒ 企業における会計専門家の活用促進 待機合格者問題への対応

投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充

- 登録拒否事由に人的構成要件を追加
- ⇒ 投資者被害の発生を抑止